

要 旨

1. 東アジアビジネス圏の制度化に向けた具体的な取組み

我が国企業の活動は東アジアに大きく軸足を移しつつあり、利益の源泉も、東アジアによるところが大きくなってきている。この利益の源泉であるという点をより確実にし、かつ強化していくためには、既に実態上の連携関係が構築されてきている東アジアにおいて、その連携関係を事実上のものから制度化されたものにすることが効果的である。

こうした制度化は、東アジアにおける市場の確保と域内の取引コストの削減を通じて我が国企業の利益を確実、かつ、強固なものにし、我が国企業の評価を上昇させ、それがグローバル競争における競争力向上にも寄与し、また、株価の上昇を通じて我が国経済に活性化の糸口を与える。このため、欧州や北米における地域経済統合の経験も学びつつ、東アジアビジネス圏の制度化に向けた具体的な取組みを進めることが重要である。

東アジアビジネス圏を制度化する上では、WTOを中心とした多角的貿易体制を通じて実現されるルールをベースとしつつ、カバレッジや自由化・制度調和の程度においてそれを上回る地域での制度化を行っていくことが必要であり、WTOを中心とした多角的な貿易体制を補完するものとして、より機動的な対応が可能なFTAを含み幅広い分野をカバーする経済連携協定が重要なツールとなる。

我が国は、将来的に東アジア全体の経済連携を実現することを視野に入れつつ、まずは、ASEAN全体、タイ、フィリピン、マレーシア等のASEAN各国及び韓国との取組みを先行して進めることが重要である。将来的には、こうしたASEAN及び韓国との経済連携に向けた取組みを、日中韓やASEAN+3の取組みに広げ、また台湾・香港との連携にも結びつけ、より広い東アジア大の地域的経済統合を実現していくことが、今後の戦略的な課題である。

また、こうした我が国の取組みとともに、最近では、東アジアにおいても経済連携協定や自由貿易協定の締結に向けた諸外国の取組みが加速化しており、ASEAN自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）の深化、中国等の対ASEAN FTA、二国間・地域間のFTA等の動きが活発化している。

2. 東アジアにおける経済連携の経済効果の分析

経済連携の経済効果に関する分析がいくつか行われているが、東アジア全体の分析によると、貿易自由化に加えて、技術の収斂効果や国際生産資本移動を織り込んだアジア地域における地域自由貿易協定は、参加国に一層の利益を与えることが明らかになっている。

また、日ASEAN経済連携の効果分析においても、日本及びASEANに現存する関税等の障壁の除去が、市場参入機会の拡大等を通じて両地域間の貿易を拡大するとともに、長期的には、相手国の所得増加や、輸入や対内直接投資の増加がもたらす競争促進や技術伝播の生産性向上効果により、更なる貿易拡大が生まれるとされている。

なお、我が国初の経済連携協定である日シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA：Japan-Singapore Economic Partnership Agreement）は昨年11月に発効したところであるが、既に、両国間の輸出入額が増加するといった効果が表れてきている。

3. WTO、APEC等の多国間・地域間の取組みや二国間の取組みの活用

東アジアにおける経済連携の制度化を進めていく上で、WTOにおける取組みやAPECのような地域

レベルでの取組み、二国間の取組み等も戦略的に活用し、より円滑に東アジアビジネス圏を実現していくことが望ましい。

すなわち、東アジアにおける経済連携を制度化していくに当たって、ミニマムリクワイアメントとしての共通の土俵作りをするWTO、地域的な制度化の一層の展開を促進するASEAN+3等の東アジア域内の地域協力や、APEC等の東アジアを包含する広域的な地域協力、さらにはより機動的な取組みが可能な二国間の取組みをそれぞれの特性を生かす形で組み合わせ活用することにより、東アジアビジネス圏の実現に向けてより効果的な取組みを進めることができると考えられる。

4. 我が国が持つ政策ツールであるODAの戦略的活用

我が国はこれまでODA（政府開発援助）の半分以上を東アジアに投入し、経済・産業基盤整備に重点を置いて支援を行ってきた。他方、最近のODAを取り巻く状況を見ると、国際的にはODAの重要性を再認識する声がある一方で、国内的には厳しい経済・財政状況の下、予算も削減傾向にあり、本年中頃に向けては、ODA大綱の見直しも行われようとしている。

こうした中、ODAを活用して東アジアとの経済連携を強化していく等、その戦略的、効果的な活用の方策について再検討する必要が出てきた。すなわち、知的財産権、エネルギー、通貨金融等東アジアにおける貿易・投資促進等に資するインフラ・制度等の整備を進めるために、ODAを政策ツールとして活用することが求められる。具体的には、途上国の持続的経済発展に必要な、環境・エネルギー、通信、道路、金融制度等の経済基盤強化に努めるとともに、知的財産の制度構築、裾野産業の支援等も含めた貿易・投資環境整備にもODAを活用していくことが必要である。

また、「要請主義」のあり方の見直しも重要であり、今後は、我が国が主体的にODAを実施するとの観点から、被援助国に我が国の経済協力政策上の重点事項を積極的に提示し、理解を求め、それに沿った要請が行われるよう政策協議を強化していくことが必要である。

1. 東アジアビジネス圏の制度化に向けた具体的な取組み

(1) 東アジアビジネス圏の形成のねらい

①東アジアビジネス圏の形成の意義

経済活動の拠点としての我が国における活動が競争力を維持できるための方策を講ずることは重要である。そうした活動は、我が国における雇用の源泉となるという意味では極めて重要であるが、我が国企業のグローバルな活動の一部にすぎないことも事実である。既にグローバルな活動が進んでいるという我が国企業の活動実態に着目すると、東アジアビジネス圏形成の意義がクローズアップされる。

すなわち、第2章で見たように、既に我が国企業の活動は東アジアに大きく軸足を移しつつあり、利益の源泉も、東アジアによるところが大きくなってきている。この利益の源泉であるという点をより確実にし、かつ強化していくためには、既に実態上の連携関係が構築されてきている東アジアにおいて、

その連携関係を事実上のものから制度化されたものにするのが効果的である。こうした制度化は、まず、東アジアにおける市場の確保と域内の取引コストの削減を通じて、我が国企業の利益を確実に、かつ、強固なものにし、我が国企業の評価を上昇させ、それがグローバル競争における競争力向上にも寄与し、また、株価の上昇を通じてデフレ・不良債権・低成長という三重苦にあえぐ我が国経済に活性化の糸口を与える。加えて、外部の経済との垣根の低下が我が国自身の構造改革を加速することによって、投資先としての我が国自身の魅力を向上させる。すなわち、需要サイドからも供給サイドからも、我が国経済を総じてプラスの方向に刺激することが期待される。

②EU及びNAFTAの経験

この点については、1990年代の欧米の経験（EUの強化と拡大、NAFTAの形成）から実際の効果を

数多く学ぶことができる。欧米における地域経済圏の形成は、まず第一に、それぞれの参加国が異なる経済と交わり、一体化することによって企業レベル・国レベルでの構造改革を加速し、サプライサイドの競争力を強化した。企業は域内の他国の有力な企業との自由競争に晒され、選択と集中を中心とした経営改革を強いられる一方で、エリアワイドでの経営資源の最適配置が可能になり、それらが企業の競争力を高め、収益を向上させた。国レベルでは、競争力の弱い産業から競争力の強い産業へと産業構造の転換が図られた。

第二に、こうした地域経済圏は、関税の撤廃や諸制度の調和等を通じて、域外との取引よりも域内の取引を有利にした。これによって各国は、いわば庭先の市場への優先的なアクセスを確保することになる。この効果は、FTAメンバー国間で域内関税が撤廃され、原産地規則が定められることによりもたらされる。NAFTAでは、例えば、原産資格の要件として取引価格の6割（一般的には6割。自動車には62.5%）の部材を域内で調達することを求めている品目もあり、このような要件により、企業の調達行動は、域内産の部品の調達にシフトすることになる。例えば、メキシコで自動車を生産して米国に輸出する日本企業は、コストにおいておよそ6割以上の部品を北米で調達しないとゼロ関税で輸出できないので、日本からの調達から域内調達に切り替えるというようなことが起きた。この結果、参加国の貿易構造における域内取引のシェアが大幅に増大し、参加国のディマンドサイドの起爆剤となる。また、投資の面でも制度の統一、域内企業への優遇等の結果、域内への投資が増大しただけでなく、巨大化したシームレスな経済圏をめがけた域外からの投資が飛躍的に増大することになる¹⁾。

さらに、第三に、地域経済圏において統一化された制度や基準は、「複数国間で検証済み」になることから、マルチのフォーラムにおいても標準の有力候補となり、実際にそれがマルチのルールになれば、先行してそのルールに則った経済活動を行っている企業はますます競争力を強めることになった。

③東アジアにおけるビジネス圏の制度化

欧州の場合も北米の場合も、もともと実態としての経済的な相互依存関係の強さが存在した上で、それを制度化する試みが政治的なリーダーシップの下に実現し、上記のようなメリットを生んできたものである。我が国の場合は、近年ますます相互依存関係の強まる東アジアにおいてビジネス圏を制度化することを通じて、我が国企業の経営資源の最適配分、市場の確保、収益の向上、我が国経済の構造改革、親しみの持てるルールの世界への発信とそれによる利益の享受を可能にすることが不可欠なのである。この点は、第1節の我が国での活動に関する競争力の強化という観点からのアプローチのみでは実現できない点であり、一方、この点のみでは国内における雇用の源泉が不十分になりかねないという意味で、前章のポイントとともに行うことで我が国経済にとって、より十分な効果が期待されるものである。

なお、東アジアにおける経済連携の制度化については、これまでは、アジアからも米国からも牽制されてきたという面も強い。1980年代後半のAPECの創設期においても、1990年代初頭のマハティール首相の東アジア共同体構想のケースも、アジア通貨危機の際のアジア通貨基金構想も、ことごとく米国等からアジアにおける圏域作りへの反対が強く主張されてきたし、我が国もそうした反対を超えてイニシアティブを発揮しようとしてこなかった。近隣アジア諸国自身も、日本のリーダーシップを危惧した面もあった。

しかし、こうした状況は大きく変化してきている。米国は自らがアジア諸国とのFTA締結に向けたイニシアティブを発表したこともあって、東アジアにおける経済連携の制度化に関し、否定的な発言を控えている。また、中国や韓国、そしてASEAN諸国が、将来像としての東アジアビジネス圏の制度化を明確に意識し始めている。2002年のASEAN+3首脳会合には、FTAを含め幅広い分野での連携を内容とする報告が提出され、FTAについては経済大臣会合でその可能性を研究することとなった。実態としての経済連携が進み、域内分業・域内取引がますます増大し、エリアワイドで障壁をなくすことが参加国すべてにとってメリットとなるとの認識がま

1) 「通商白書2001」 p.168.

すます共感されるようになってきている。

実際に、東アジアにおける経済連携が制度化され、経済的なWIN－WINの状況が実現すれば、この地域において頭痛の種であった社会的・政治的不安定状況の改善に資するであろう。そのことは、投資対象としてもこの地域のリスクを低減させることから、更なる投資が域内でも活発化し、また、外からも投資を呼び込むことが可能になって、更なる好循環が生まれる。こうした効果はNAFTAにおけるメキシコの例が実証している。

このように、東アジアにおける経済連携の制度化による東アジアビジネス圏の確立は、我が国経済にとっても、域内の経済・社会にとっても極めて重要なテーマであり、かつ、その機が熟してきている。また、東アジアビジネス圏の確立に際しては、欧米の経験から学ぶべき点も多い（第4-2-1図）。

(2) 我が国の東アジアにおける経済連携の強化の 取組み

国際的な経済活動の円滑化のためには、水際の障壁の削減だけではなく、各国の制度の国境を越えた調和が重要である。このため、東アジアビジネス圏を制度化する上では、WTOを中心とした多角的貿易体制を通じて実現されることをベースとしつつ、カバレッジや自由化・制度調和の程度においてそれ

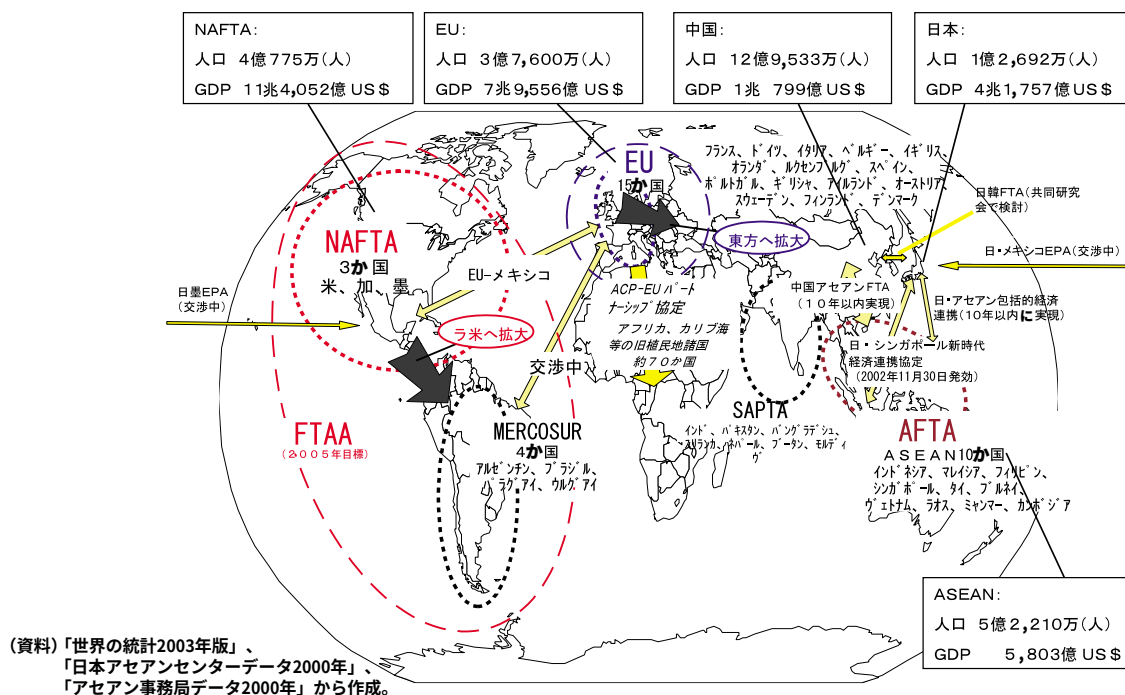
を上回る地域での制度化を行っていく。さらに、この地域での制度化を行っていく上でより機動的な対応が可能な二国間の取組みが先導的な役割を果たし得る点にも着目し、マルチ・地域・二国間の取組みを組み合わせ、早期に東アジアという地域レベルでの制度化を実現していくことが重要である。

その際、地域や二国間での取組みにおいては、FTAを含み幅広い分野をカバーする経済連携協定が重要なツールとなり得、我が国が有する数少ない外交ツールであるODA等とも組み合わせていくことによって、より円滑に取組みを進めていく必要がある。

なお、「東アジア」の範囲は、地理的な近接性、貿易や投資等の経済実態における相互依存性の強さ、企業戦略の展開範囲等の実態を考慮すれば、ASEAN+3（日中韓）が基本であり、台湾・香港も含んだエリアを集大成の姿として考えていくことが妥当であろう。豪州やニュージーランドについては、相互依存性があまり強くないことや企業戦略の展開範囲に必ずしも組み込まれていないことに加え、東アジア諸国・地域との一体化意識が相互に希薄である点等も考慮すれば、東アジアとは別の地域として、別途経済連携を強めていく方策を検討することが妥当であろう。

東アジアにおける経済連携強化の取組みについて

第4-2-1図 世界の主要な地域貿易協定の動き



は、中国についてはWTO加盟約束の遵守の状況を見極めることが第一ステップとすべきであることから、まずは日ASEAN間及び日韓間の取組みを進めている。

①ASEANとの経済連携

(ASEANとの経済連携の方向性)

日ASEAN間では、現在、二国間の取組みと日ASEAN全体の多国間の取組みをともに進めているが、まずはいくつかの先行する二国間の協定の締結を進め、最終的には日ASEAN全体での経済連携を実現することを目標とする。この日ASEAN全体の連携は、日本とASEANのすべての加盟国が、そのいずれの国の間でも関税、その他の貿易障壁の撤廃を行う1つの自由貿易地域を形成するものである。

1. で詳述した東アジアにおける経済連携の制度化の場合と同様に、市場確保、域内調達の増大、生産拠点の最適配置の実現、増大する域内での取引コスト削減等による企業収益の改善等の効果が期待されるだけでなく、以下の点がとりわけ重要である。

1つは、ASEAN各国は、現在のように個々の国がセグメント化された状況では、市場としても生産拠点としても企業のグローバル戦略における重要な拠点となりにくいが、日ASEANがASEAN域内の障壁の撤廃も含めて障壁のない1つのエリアになることによって、重要な拠点になることが可能になるということである。成長力の大きさから新規投資が中国に集中しがちである中で、我が国企業としては、ASEANを分散投資先として中国一極集中によるリスクを回避するとともに、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用することが可能になる。逆に、ASEANの国々にとっても、我

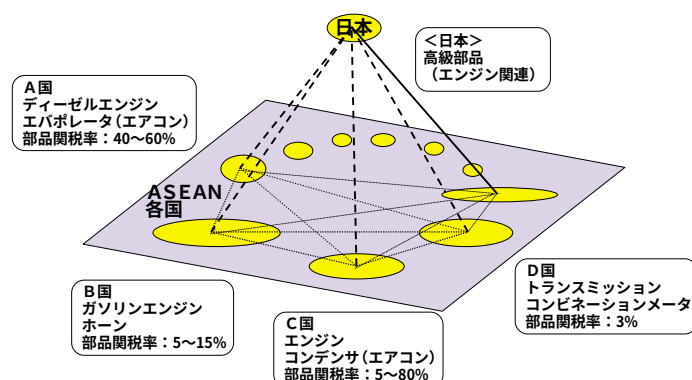
が国企業の投資が中国に集中せずにASEANに分散されることがその経済発展にとって不可欠であり、二国間の経済連携協定のみではそれは実現できない。したがって、日ASEANエリアの経済連携を制度化することが、日ASEAN双方にとってWIN-WINの関係をもたらすのである。

第二に、第4-2-2図に示すように、日ASEAN間での取引は、既にいくつもの国を転々とするケースが多いため、二国間のFTAや二国間の原産地規則によってはカバーすることが困難な取引が多く存在し、それだけでは我が国企業のコストダウンや収益向上、市場確保が十分に実現できない。すなわち、ASEAN統合の進展によるASEAN域内における障壁の撤廃等、二国間のFTAではカバーすることが困難な分野が多く存在するという点に注目すべきである。

まず、A国で生産されたものがB国でわずかに加工されて（例えば関税分類が変わらずに）日本に輸出されるケースにおいて（第4-2-3図）、日本とA国、日本とB国のFTAがともに存在していても、A国原産（または日A国原産）であり最終船積地がB国であるので、日星協定の原産地規則と同じ枠組みを適用した場合には、いずれのFTAによる恩恵も享受できないことになる。これをFTAの対象とするためには、いずれのFTAにおいても日本・A国・B国の累積原産を認めるようなルールを置くことが考えられる。これを実践するためには、日ASEAN原産という概念を日ASEAN間で決め、共通に関税を撤廃している品目についてそれを適用するような協定が必要と考えられる。

また、日本から部品をA国に持ち込み、部分的な加工をして（例えばA国での付加価値が10%程度で）

第4-2-2図 自動車産業の「ASEAN最適」供給体制

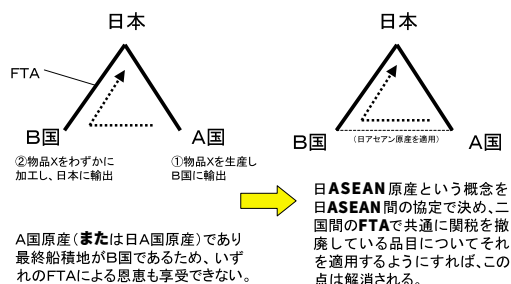


B国に輸出してB国で完成品になって国内販売される場合（第4-2-4図）、当該部品がAFTAの対象品目であってもASEAN原産（域内の付加価値40%超）にならないため、日本とA国、日本とB国のFTAが存在する場合でも、日星協定の原産地規則と同じ枠組みを適用した場合には、A国からB国への輸入の際にAFTAの特恵税率の恩恵を受けることができないだけでなく、いずれのFTAによる恩恵も享受できないことになる。こうしたケースも上記と同様に、複数国間の累積原産を認めることによってFTAのカバレッジを広げることが可能ではないかと考える。

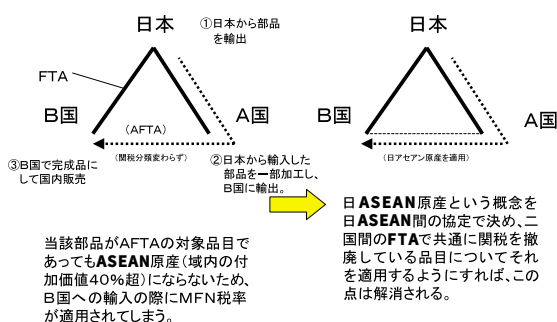
第三に、ASEANをめぐるのは、東アジアの中では中国（2004年6月末にFTA締結予定）が、それ以外ではインド（2005年6月末にFTA締結見込み）や豪・NZ（2002年9月に経済連携強化の協定に署名）、さらには米国（2003年秋に貿易投資円滑化の枠組み協定に署名の予定）が早期にFTAを締結することを模索しており、既にASEANが草刈り場となりつつある点を強く意識する必要がある。

我が国がASEANの経済連携の制度化に出遅れれば、我が国がASEANの市場を確保することが困難

第4-2-3図 二国間のFTAだけではカバーできない日ASEAN域内の障害の例①



第4-2-4図 二国間のFTAだけではカバーできない日ASEAN域内の障害の例②



になるばかりでなく、ASEANの市場向けの製品の製造に関する投資が日本以外のASEANのFTAのパートナーの国に移転する可能性が高まることになる。その意味で、こうした動きを意識して、日ASEAN間の経済連携の制度化の検討のタイムフレームを明確化する必要がある。

（ASEAN全体との経済連携）

2002年1月に小泉総理が提唱した「日ASEAN包括的経済連携構想」を具体化すべく、2002年9月の日ASEAN経済大臣会合に報告された日ASEAN経済連携強化に関する専門家会合報告書を踏まえ、2002年11月の日ASEAN首脳会議において、共同宣言が発出された（第4-2-5表）。その中では、日ASEAN間で可能なFTAの要素を含む包括的経済連携を実現するための措置を、10年以内のできるだけ早い時期に実施完了することが明記された。

また、共同宣言では、この経済連携は、対象国の包括性、対象分野の包括性、WTO整合性等の基本原則にかなったものであること等が示された。この宣言に基づき、日ASEAN包括的経済連携の枠組みを起草する政府間の委員会が2003年3月に設置され、議論を開始した。「枠組み」は、2003年10月の日ASEAN首脳会議に報告され、議論・採択される予定である。

（ASEAN諸国との二国間の経済連携）

ASEAN全体との間の包括的経済連携実現のための枠組みを検討する一方で、二国間の経済連携への取組みを併行して行っている。シンガポールとの間では既に経済連携協定が発効しているほか、タイ、フィリピン、マレーシアとの間で、政府間の作業部

第4-2-5表 日ASEAN首脳宣言の主な内容

- ① 日ASEAN経済連携の強化は、対象国の包括性、対象分野の包括性、WTO整合性の確保等の原則に従って進めること
- ② FTAの要素を含め、経済連携を10年以内のできるだけ早期に完了すること
- ③ 政府間の委員会を設置し、来年（2003年）中に経済連携のフレームワークを作り、2003年秋の首脳会議へ提出すること
- ④ 日ASEAN経済連携は自由化分野を後回しにすることなく実行可能な分野から開始されるべきであること
- ⑤ ASEAN全体との間の包括的経済連携実現のための枠組みを検討する一方で、二国間の経済連携を確立するために作業を始めることができること

会における議論を行っているところである。

・シンガポール

シンガポールとの間では、2001年に経済連携協定の交渉を行い、昨年11月30日に「日・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）」が発効に至ったところである。この協定は、GATT24条に規定する自由貿易地域を形成する協定として、我が国初のものである。

JSEPAでは、水際の措置である関税の撤廃にとどまらず、相互承認（MRA：Mutual Recognition Agreement/Arrangement）や知的財産権に関する協力等による貿易円滑化、サービス貿易や投資の自由化、電子商取引関連制度の調和、人の移動の円滑化等、近年のモノ、ヒト、資本、情報の国境を越えた移動が進展するグローバル経済の実態に対応すべく、幅広い分野をカバーしたものとなっている。

・タイ

2002年4月の小泉・タクシン会談において、両国間の経済連携について作業部会を設置して検討することで一致し、同年9月以来、これまでに5回の会合（2003年6月1日現在）を開催している。タイは日系企業の進出がASEANで最大である等、我が国との経済的な結びつきが強く、産業界からも、経済連携協定の締結により、タイの高率の鉱工業品関税の撤廃や投資ルールの改善を求める声が強い。一方、タイ側は、我が国にとってセンシティブな農林水産品の輸出や介護士、タイ式マッサージ師、家事補助者、ベビーシッター等人の移動に関心を有している。

・フィリピン

2002年5月の小泉・アロヨ会談におけるアロヨ大統領からの提案を受け、両国間の経済連携について作業部会を設置して検討することで一致し、同年10月以来、これまでに4回の会合（2003年5月1日現在）を開催している。2002年12月の小泉・アロヨ会談において、両首脳は次の段階への早期移行へ向けた作業の加速化について期待を表明した。我が国は、フィリピン国内の制度運用の透明性、安定性や、労働や治安をめぐるビジネス環境整備の向上に特に関心を有している。フィリピン側は、人の移動（看護師・介護士・家事補助者・ベビーシッター）に強い関心を有している。

・マレーシア

昨年12月の日馬首脳会談を踏まえ、本年2月の平沼経済産業大臣とラフィダ通商産業大臣の会談において、作業部会での検討開始につき一致した。これを受け、本年5月に第1回作業部会が開催され、日本側から自動車関連の関税撤廃、投資・サービス分野の自由化が、マレーシア側からは協力分野がそれぞれ関心分野として表明された。

・ベトナム

日越投資協定についてベトナムとの間では、昨年3月の第1回本協議以降、4回の本協議を経て、本年4月に基本合意に至っている。

②韓国との経済連携

ASEANへの取組みと並んで、我が国が先行して取り組んでいるのは、韓国とのFTA締結に向けた取組みである。日本と韓国は、アジアを代表する2つの先進国であり、しかもわずかな距離を置いて隣り合っている。両国の産業構造は比較的類似し、産業のレベルも似通っていることから、両国市場の一体性を高めることにより、両国企業の国境を越えた競争・協力が進み、これが両国の経済構造改革を一層進展させ、両国の競争力を一層向上させることが期待される。また、日韓がFTAを通じて市場として一体化することは、欧米から見た日韓両国の「投資先」としての魅力をも増加させるという効果もある。

現時点においても、日本にとって韓国は輸出で6%、輸入で5%のシェアを有する非常に重要な貿易パートナーであり、また、韓国から見れば日本は輸出で11.0%、輸入で18.9%のシェアを持つ、アメリカに次ぐ貿易パートナーである。しかし、残念なことに、歴史的な背景もあって、両国はこれまで必ずしも「隣り合った先進国同士」という関係を十分に活用していない。例えば、投資では、2001年末時点で、韓国の対内直接投資残高に占める日本のシェアは15%、日本への対内直接投資残高に占める韓国のシェアはわずか1.8%にすぎない。また、世界の隣り合った2つの先進国で、FTAを締結していないのは日韓両国のみである。

東アジア経済圏の構築を目指す上で、日韓両国が高いレベルで貿易投資の自由化を達成し、両国の経済的ポテンシャルを現実のものとしていくことは極めて重要である。両国のビジネス界からも、早期の

経済連携協定締結の要望が出されている。

昨年3月の首脳会談において、日韓FTAについて両国の産学官メンバーからなる共同研究会の設置に合意した。これを受け、昨年7月から同共同研究会を開始し、これまでに5回の会合を開催している。同共同研究会では、2年以内、できるだけ早期に報告書を取りまとめること、包括的な経済連携協定締結の重要性について両国の意見が一致しており、引き続き、日韓FTAの効果、日韓FTAに取り入れるべき分野、各分野における論点の検討を行っている（第4-2-6表）。また、両国企業の経済活動の障害になり得る非関税措置（NTM：Non Tariff Measures）について、専門に議論を行うNTM協議会を、同共同研究会の下に設置することが合意されている。

両国がFTAを締結するには、まず、関税に関して、金額ベースで日本側は対韓輸入の42%、韓国側は金額ベースで対日輸入の72%に上る有税品目を自由化していくことが必要となる。また、モノのみならず、サービス分野の自由化や人の移動、知的財産権、基準認証等について、経済活動の障壁削減を行うことが重要である。今後、速やかに同共同研究会での検討を深め、協定締結のための政府間交渉を開始することが期待される。

なお、韓国は、米国、香港、台湾に次ぐ農林水産品の重要な輸出国であり、韓国の経済・所得レベルを考慮すると、今後も農林水産品の輸出市場として有望である。

このため、FTA締結による関税撤廃の負の効果を最大限緩和し、また、将来の農林水産業のモデルケースとするためにも、農林水産品の輸出振興に政府一体となって取り組んでいくことが求められる。

③東アジア大の経済統合に向けた取組み

将来的には、こうしたASEAN及び韓国との経済連携に向けた取組みを、日中韓やASEAN+3の取組みに広げ、また、台湾・香港との連携にも結びつけ、より広い東アジア大の地域的経済統合を実現していくことが、今後の戦略的な課題である。東アジア大の経済圏が確立するためには、我が国の経済連携の取組みや、中国、韓国、ASEAN等の取組みが東アジアを分断することなく、単一の経済圏の形成に向かって相乗効果を生む形で展開することが必要

である。

（台湾との検討）

2001年のAPEC閣僚会合終了後の平沼経済産業大臣と林経済部長との会談（上海）において、日台間のFTA研究を民間機関ベースで開始することに合意した。これを踏まえ、日台双方の財界人からなる東亜経済人会議の日本・台湾両委員会において検討を進め、2002年12月に報告を取りまとめた。今後は、関連業界や経済界も含めた広範なベースで研究体制を整え、更に検討を深める予定。

（日中韓の枠組みにおける検討）

昨年11月、プノンペンでの日中韓首脳会合において、朱鎔基中国首相から、日中韓FTAの実現可能性のスタディを行うことについての提案があった。これに対し、我が国からは、まずは中国のWTO加盟後約束事項の履行状況を見守る必要があり、日中韓FTAについては中長期的な視点から検討すべき課題である旨の見解を提示し、当面は研究機関間の研究を続けることになった。

（ASEAN+3における東アジア自由貿易地域の検討）

ASEAN+3の枠組みでは、1999年のマニラにおける首脳会議において、有識者で構成されるEAVG（East Asia Vision Group：東アジアビジョングループ）が設置された。EAVGは、2001年11月にハノイ

第4-2-6表 日韓FTA共同研究会の検討状況

検討経緯
2002年 3月：小泉総理・金大統領会談にて産学官共同研究会での検討開始に合意。 7月：「日韓FTA共同研究会」検討開始（現在まで5回開催）。 ※ 構成：日韓とも、産業界、学界から3～5名（両国とも農業関係者も参加）。政府からは、日本側は外務、財務、農水、経産の審議官級、韓国側は外交通商本部審議官。
今後の予定
「2年以内、できるだけ早期に」研究会の共同報告書を取りまとめることで合意。
留意事項
・韓国側は、NTM（=Non Tariff Measures, 非関税措置）の削減や査証免除に強い関心。 → NTM協議会の設置を合意。5月中目途に第1回開催予定。

で開催されたASEAN+3首脳会議に、東アジア自由貿易圏の形成を含め、東アジア協力を進めるための様々な提言を盛り込んだ報告書を提出した。

さらに、政府関係者によるEASG（East Asia Study Group：東アジア・スタディ・グループ）が設置され、東アジア自由貿易圏の可能性も含め、東アジア協力のあり方について検討を実施し、その結果が昨年11月のASEAN+3首脳会議に報告された。

今後、東アジアFTAの実現可能性について、ASEAN+3経済大臣会合等において行う予定であり、検討の結果が本年10月のASEAN+3首脳会議に報告されることとなっている。

〈日メキシコ経済連携協定交渉〉

以上のような、東アジアにおける経済連携の推進に加えて、FTAが存在しないことによって我が国企業が不利益を被っている地域との経済連携推進も喫緊の政策課題となっており、メキシコがその典型的なケースとなっている。

（FTAの不存在による不利益の解消）

メキシコは1994年に発効したNAFTAのメンバーであると同時に、2000年7月にEU・メキシコのFTAが発効したことから、日本企業は平均16%の関税負担等により、欧米企業との競争上不利な状況に置かれ、その被害が顕在化している。

具体的な数字を見てみると、NAFTA発効後、メキシコの全輸入に占める日本のシェアは急激に落ち込み、1994年の6.1%から2000年には3.6%にまで大幅に低下した。NAFTA発効時のシェアが維持されたと仮定した場合と比較すると、年間約4,000億円の輸出利益が逸失されていると推計される。これは、約6,000億円の国内生産の減少、約3万人以上の雇用喪失に相当するとも試算されており、こうした不利益の解消が急務となっている。

（日メキシコ経済連携協定に向けた取組み）

こうした背景から、2001年9月から、両国産学官メンバーからなる「経済関係強化のための日墨共同研究会」における検討が行われ、昨年7月には、FTAの要素を含む経済連携協定の必要性を提言する報告書がとりまとめられた。この報告書を踏まえ、昨年10月末にAPEC非公式首脳会合の際に行われた小泉総理とフォックス大統領との会談での交渉開始の合意に基づき、11月から交渉が開始されている。現在、本年秋頃までに実質的な交渉を終えることを目指し、交渉が行われている。

（3）東アジアにおける経済連携をめぐるその他の動向

前述の我が国の経済連携への取組みとともに、近年、東アジアにおいては、FTAを含む経済連携強化に向けた諸外国の取組みが加速している²⁾。

①ASEANの地域経済統合の進展（AFTAの深化）

ASEANでは、1992年からAFTA（ASEAN自由貿易地域）の形成に向け、域内の関税引下げへの取組みが行われてきている³⁾。AFTAは、共通実行特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度により、段階的に域内関税を引き下げ、ASEAN6か国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）については、2002年までにCEPT対象品目の関税率を5%以下に引き下げ、主要国の関税引下げ目標を達成したとしている。さらに、ベトナムは2003年までに、ラオス、ミャンマーは2005年までに、カンボジアは2007年までに、CEPT対象品目の関税率を5%以下に引き下げ、最終的には、ASEAN6か国は2010年までに、残りの4か国は2015年までに、CEPT対象品目の関税を撤廃することを目標としている⁴⁾。

2003年1月時点でのAFTAの実施状況は、ASEAN6か国について、ほぼ100%のCEPT対象品目が関税率5%以下になっており、おおむね着実に

2) 東アジアのFTAの動向については、木村福成、鈴木厚編著（2003）に詳述されている。

3) AFTAは、授權条項に基づいて、WTOに通報された自由貿易地域である。開発途上国間の地域貿易協定については、開発途上国に対する貿易上の特別待遇の根拠となる東京ラウンド交渉の際の1979年の締約国団決定（いわゆる「授權条項」：Enabling Clause）において特則が合意されている。授權条項は、一定の要件に適合することを条件に、開発途上国間の関税・非関税障壁の削減・撤廃を目指す地域貿易協定を、GATT1条（最恵国待遇）の例外として認めている。

実施されていると言える。ただし、AFTAの活用に関しては、原産地証明（フォームD）取得に時間がかかる等の手続き面での課題を指摘する企業が多く、ASEANは、関税の削減・撤廃に加えて、手続きの迅速性、透明性、共通性を確保する等の改善に取り組むことが不可欠である。

また、ASEANが、今後一層発展していくためには、「地域としてのASEAN」をアピールし、投資先としての魅力を高めていくことが極めて重要であり、こうしたAFTAの着実な進展をはじめ、ASEANの統合を一層深化させる必要がある。このような認識に基づき、ASEANは、AFTAを超えて地域的経済統合を深化させるための検討を開始している。

②ASEANをめぐる経済連携の急速な展開

ASEAN域内におけるAFTAの取組みに加え、最近では、ASEANに対するASEAN域外国の経済連携のアプローチが急速に展開している。

（中国－ASEAN）

中国とASEANは、2001年11月の中ASEAN首脳会議で、中ASEANが10年以内に自由貿易協定を締結することを目指す旨合意し、昨年11月の中ASEAN首脳会議では、FTA創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。同協定は、モノ、サービス、投資等の幅広い分野をカバーし、いわゆる「アーリーハーベスト」として中国・ASEAN双方の特定分野の農産品の自由化の前倒しを行う措置も規定している。このアーリーハーベストの実施は、2004年1月からとなっている。FTAについては、本年初から交渉を開始し、2004年6月末までに交渉を終了する予定である。関税撤廃等の実施期限は、ASEAN先進6か国が2010年、新規加盟国が2015年である。関税譲許については、中国対ASEAN全体の枠組みで行い、「実質的すべて」の物品貿易について関税及び非関税障壁を撤廃するとしている（第4-2-7表）。

（米国－ASEAN）

米国もASEANに対するアプローチを強化している。米国は昨年の貿易促進権限法（TPA）の成立を契機として、FTAを積極的に展開する方針を明確化した。米国は、安全保障やテロ対策の観点からも、FTAを同盟関係構築のツールとして位置づけており、昨年10月のAPEC首脳会議の際に行われた米ASEAN首脳会議において、ブッシュ米大統領がASEANとの経済連携構想（EAI：Enterprise for ASEAN Initiative）を発表した。その後、11月に米国通商代表とASEAN経済大臣が同構想を議論し、本年9月の経済大臣会合の場で、ASEAN全体との貿易投資枠組み協定を策定することとなっている。また、米国はASEAN全体との取組みと並行して、個別に二国間のFTAの締結を検討している。その皮切りに、2003年5月、米国はシンガポールと幅広い分野を含む経済連携協定を締結した。

第4-2-7表 中ASEAN FTA

(1) 経緯	2000年11月の首脳会議で、朱首相が中ASEAN FTAを提案。 2001年11月の首脳会議で以下に合意。 ①中ASEAN間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中ASEAN自由貿易地域（FTA）」を創設する。 ②自由化措置の前倒しを行う品目（いわゆる「アーリーハーベスト」）を、今後の協議により決定する。 2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会でも議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名。 - 協定は2003年7月1日に発効予定。
(2) 枠組み協定の主な内容	- 物品、サービス及び投資をカバーするFTAが、2010年までに中国とアセアン6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）間で実現され、2015年までにカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムに拡大される。 - FTA部分のみならず、貿易・投資の円滑化促進分野、協力分野も含む。 「実質的すべて」の物品貿易について関税及び非関税障壁を撤廃するとともに、サービス貿易でも同様の措置をとる。 - 特定農産物に関するアーリーハーベストを2004年1月から実施する。 - 物品の関税の削減及び撤廃の交渉は、2003年の早い時期に開始し、2004年の半ばに終了する。サービス、投資については、交渉を2003年の早い時期に開始し、できる限り早期に交渉を終える。交渉の母体は、引続き貿易交渉委員会が行い、中ASEAN経済大臣会合に交渉の進捗及び成果を定期的に報告する。

4) マレーシアが、自国の自動車産業を保護するため、自動車関連品目のCEPT対象品目への移行を2005年まで延長しており、フィリピンも石油化学製品について一時除外を求める等、一部のセンシティブ品目についてはAFTAの実施が遅れている。

（インド－ASEAN）

昨年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすること等を決定した。政府間のタスクフォースが開始され、2003年秋に開催予定の第2回印・ASEAN経済閣僚会議に枠組み協定案を提出することを目指している。印ASEAN間の自由貿易協定（FTA）交渉のタイムフレーム等についても、第2回印・ASEAN経済閣僚会議で決定される予定である。

（豪州・ニュージーランド－ASEAN）

2002年9月、ブルネイで行われたASEAN・CER（Closer Economic Relations：豪・NZの経済関係緊密化）経済大臣会合において、CERとASEANは共同閣僚宣言（AFTA・CER-CEP）に署名した。これは、2010年までにASEANとCERとの間で、貿易と投資を2倍にすることを目標として地域経済統合を促進することを内容とするものである。

（EU－ASEAN）

本年4月、ラオスで開催されたASEAN・EUの経済閣僚会議で、貿易・投資拡大のための地域間の枠組み「EU－ASEAN地域間貿易イニシアティブ（TREATI：Trans Regional EU-ASEAN Trade Initiative）」が合意された。同イニシアティブは、将来的には、両地域間の特恵的貿易協定に発展し得るものと位置づけられている。同構想は、貿易の円滑化による貿易促進や、投資促進が主な目的であり、2004年までに開始するとしている。

（韓国－ASEAN）

2002年11月、プノンペン（カンボジア）において、ASEAN各国首脳は、金碩洙韓国首相にFTA交渉の開始を提案し、韓国側は交渉開始には時間がかかるとの認識を示した。2003年秋には研究会を開始する見込みである。

③その他の二国間・地域間の取組み

（韓国の取組み）

韓国はこれまでFTAを締結していない数少ない国の1つであったが、昨年10月24日、1999年から開

始された韓国・チリFTA交渉が妥結し、本年2月15日には協定の署名が行われた。本協定は、アジア・米州間で初めてのFTAであり、また、物品の取引のみならず、投資及びサービスの取引、紛争解決システム及び双方間の貿易促進のための規則をも含んだ広範囲にわたる協定となっている。

また、シンガポールとの間では、昨年11月にFTA締結に向けて共同研究会を発足させることに合意しており、FTAの対象範囲や影響等に関する報告書がとりまとめられる予定である。なお、対象分野には、関税・非関税障壁、原産地規則、通関手続、検疫、政府調達、競争政策、知的財産権、紛争解決等が含まれる見込みである。

（台湾の取組み）

昨年1月にWTO加盟を果たした台湾は、経済関係の強化等の観点から、FTA政策を積極的に進めており、FTA促進の重要性にかんがみ、行政院長が直接指揮監督して政策を進めることとしている。具体的には、米国、日本、シンガポール、ニュージーランド、パナマとのFTAを検討している。

（香港の取組み）

香港は、従来はWTO一辺倒の通商政策を展開してきたが、2001年4月からニュージーランドとのFTA交渉を開始し、2002年1月から中国とのFTA交渉を開始する等、その政策に変化が見られる。

香港は、関税撤廃のみならず、サービスや投資等幅広い分野を含めた協定の締結を目指しているが、現在有している自由貿易港としての性格との関係についても検討が必要となっている。

2. 東アジアにおける経済連携の経済効果の分析

経済連携を行うことによって生じる経済効果に関する分析がいくつか行われている。本項においては、ASEAN+3及び日ASEANという広域的な枠組みにおいて実施される経済連携の効果と、昨年11月30日に発効した日シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）という二国間経済連携によって生じた効果の実例について論じる。

(1) 東アジアにおける経済連携の効果全般

日本経済研究センターは、CGEモデル（Computable General Equilibrium Model：計算可能な一般均衡モデル）を用いて、FTAの経済効果を、貿易自由化の効果のみならず、国際生産要素移動（資本と労働）の効果を含めて分析している⁵⁾。

このシミュレーションの結果によれば、アジアにおける広域的な自由貿易協定（ASEAN+3）が2010年までの累積GDP成長率を1.4%押し上げる結果となっている。また、シミュレーションの基準年が1995年であること、対象となる自由化措置がシミュレーション時点では実現しないこと、そしてこれを8年間で実現すると仮定すると、2002年から2010年の間の年平均成長率は0.04%高まるとしている。本分析によれば、貿易自由化に加えて、技術の収斂効果や、国際生産資本移動を織り込んだアジア地域における地域自由貿易協定は、参加国に一層の利益を与えることが明らかになっている。

(2) 日ASEAN経済連携の効果の分析**①日ASEAN経済連携強化専門家グループの分析**

昨年9月にとりまとめられた日ASEAN経済連携強化（CEP：Closer Economic Partnership）専門家グループの報告書では、応用一般均衡モデルの一種であるGTAPモデル（Global Trade Analysis Project Model：国際経済分析プロジェクトによって開発された応用一般均衡モデル）を用い、関税引下げが日本及びASEAN各国のマクロ経済及び各産業に与える影響について定量的・定性的な分析がなされている⁶⁾。

マクロ経済的な試算では、日本、ASEANの間の貿易拡大及び経済成長が加速され、日本よりもASEANの方が、より輸出や経済成長の増加を享受する。CEPの下、2020年までにASEANから日本への輸出額が206億3,000万米ドル（基準年1997年の44.2%に相当）増加。一方、日本からASEANへの輸出額は200億2,200万米ドル（基準年1997年の27.5%に相当）増加する。

これは、日本及びASEANに現存する関税等の障

壁の除去が、市場参入機会の拡大、安価な中間財投入によるコスト競争力強化を通じ、両地域間の貿易を拡大する。更に、長期的には、相手国の所得増加や、輸入や対内直接投資の増加がもたらす競争促進や技術伝播の生産性向上効果が更なる貿易拡大を生むと考えられている。

同時に、高い現行の関税の撤廃は、ASEANにおける国内需要の喚起により資本期待収益率を上昇させ、特にASEANにおける資本ストックを増加させ、将来のASEAN諸国の生産キャパシティの拡大に大きく貢献するとされている。

また、特に、日本企業によるASEANへの大規模な直接投資の結果、両地域の経済活動の一体化が進展しており、両地域における関税撤廃は、更に最適な分業関係を可能とし相互依存関係を深化させ、電子電気、自動車等の多くの鉱工業分野において、双方向の輸出の増大及び国内生産の増大が期待されるとしている。

②日ASEAN FTAの我が国経済に与える影響の分析

日ASEAN FTAが成立した場合の日本経済に与える影響を経済分析モデル（GTAPモデル）で試算したところ、約1.1兆円⁷⁾から、約2兆円⁸⁾のGDPの増加が見込まれるとの結果が出ている。また、仮に1.1兆円から2兆円のGDP増加が国内で起きた場合には、約15万人から26万人の雇用機会創出に相当する効果が発生するという試算もある⁹⁾。

(3) 日シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）の効果

我が国初の経済連携協定である日シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）は、昨年11月30日に発効したところであり、本格的な効果は、今後、統計等に徐々に表れてくると考えられるが、現時点での実例は以下のとおりである。

両国間の貿易額の98.5%について関税が撤廃されたため、貿易面では、発効後本年1月までの2か月間で、日本からシンガポールへの輸出額は対前年同

5) 浦田秀次郎・日本経済研究センター（2002）。

6) 日ASEAN経済連携強化（CEP）専門家グループ（2002）。

7) Itakura（2003）。

8) 川崎（2003）。

9) 経済産業省試算。

期比14.1%増、シンガポールから日本への輸入額は同6.9%増となっている。個別品目では、シンガポール側の関税（0.80SGドル/LITER）が撤廃されたビールについては、日本からシンガポールへの輸出額が前年同期比で2.7倍に急増している。

3. WTO、APEC等の多国間・地域間の取組みや二国間の取組みの活用

東アジアにおける経済連携の制度化を進めていく上で、WTOにおける取組みやAPECのような地域レベルでの取組み、二国間の取組み等も戦略的に活用し、より円滑に東アジアビジネス圏を実現していくことが望ましい。

すなわち、東アジアにおける経済連携を制度化していくに当たって、グローバルな共通の土俵作りをするWTO、地域的な制度化の一層の展開を促進するASEAN+3等の東アジア域内の地域協力や、APEC等の東アジアを包含する広域的な地域協力、さらには、より機動的な取組みが可能な二国間の取組みをそれぞれの特性を生かす形で組み合わせて活用することにより、東アジアビジネス圏の実現に向けて、より効果的な取組みを進めることができると考えられる。

(1) 東アジア域内の多国間の地域協力

前述した東アジアの経済連携の動きと併せて、様々な形の地域協力が進展しており、様々な対話や協力が進められている。

①日ASEAN

我が国経済とASEAN経済との相互発展、相互依存関係の一層の深化・拡大を図るために、様々な取組みを実施している。ASEAN各国の経済閣僚（AEM：ASEAN Economic Ministers Meeting：アセアン経済大臣会合）と我が国の経済産業大臣（METI）で構成される「日ASEAN経済大臣会合（AEM－METI）」では、日ASEAN経済連携の検討を中心に、エネルギー協力、知的財産権といった国際経済問題の意見交換、日ASEAN間の経済・産業協力プログラム（具体的には、（1）TEDI（Trade Electronic Data Interchange：貿易金融EDI）イニシアティブ、（2）デザイン振興支援、（3）ASEAN

基準認証協力プログラム、（4）CLMV地場産業振興支援）の実施等を課題として、幅広い経済・産業問題につき経済閣僚レベルの活発な議論を行っている。この会合は、1992年から9回（原則毎年）開催されている。

また、同会合で示された方向性に基づき、ASEANワイドでの具体的な経済・産業協力の実施のための議論を行う場として、1998年に「日ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC：AEM－METI Economic and Industrial Cooperation Committee）」が設置された。委員会は、経済閣僚級会合であり、日ASEAN経済大臣会合と合同で開催され、これまでに5回開催されている。委員会では、①ASEAN競争力の強化、②産業協力の推進、③ASEAN新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）支援の三本柱をその目的に掲げ、特定の協力分野に関する8つのワーキンググループを設置し、人材育成グループにおける中核的人材育成機関（COE：Center of Excellence）包括プログラム、自動車ワーキンググループにおける裾野産業発展のための専門家派遣プログラム等、様々な協力プロジェクトを形成・実施している。

今後は、経済連携協定の一部として明確な位置づけを与え、より明確な目的の下で取組みを進め、相互に利益のある形での協力としていくことが重要である（第4-2-8表）。

（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムに対する協力）

ASEANには冷戦終結後、新たにカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（各国の頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。）の4か国が加盟したが、これら新規加盟国の経済開発は、ほかのASEAN加盟国に比して著しく遅れており、ASEAN域内の経済格差の解消がASEAN全体にとって大きな課題となっている。

例えば、CLMV諸国は、そもそも経済規模が小さいことに加え、インフラの未整備、熟練労働者の不足、流通ネットワークの欠如といった問題を抱えている。こうした背景から、経済産業省では、特にソフトインフラに重点を置いた支援・協力、具体的には、輸出製品の育成・観光産業の振興による外貨獲

得、中小企業・裾野／地場産業の振興、デジタルデバイドの解消（IT支援）等を目的に、専門家派遣・研修等を通じた人材育成及び経済政策支援での提言を行っている。

②ASEAN+3

ASEAN創設30周年を迎えた1997年に、ASEANと北東アジア諸国との対話、相互理解促進を目的と

第4-2-8表 日ASEAN経済大臣会合（AEM-METI）、日ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）の沿革

日ASEAN経済大臣会合（AEM-METI）	
第1回会合 1992年10月 フィリピン	グリーンエイドプランの実施及びAFTAセミナーの開催を決定。
第2回会合 1993年10月 シンガポール	『ASEAN産業高度化ビジョン（日・ASEANの協力により策定）』を発表し、その中でインドシナ諸国に対する開発支援を表明するとともに、これら諸国を日・ASEANが共同して支援することを確認。
第3回会合 1994年9月 タイ	『インドシナ・ミャンマー産業協力WG』の設置に合意し、これら諸国に対する日・ASEANの開発支援の枠組みの検討を開始。
第4回会合 1995年9月 ブルネイ	上記WGを、『CLM産業協力WG』と改称、その下部組織に人材育成、インフラ整備、自動車、家電等のセクター別の12の専門家会合を設置。
第5回会合 1996年9月 インドネシア	各分野ごとの専門家により策定された政策提言を承認。
第6回会合 1997年10月 マレーシア	CLM産業協力WGの発展的改組に合意。1997年11月の日・ASEAN首脳会議で支持を得て、日・ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）を創設。
非公式会合 2000年5月 ミャンマー	「日・ASEAN共同行動計画」の中から10項目にわたる協力重点項目を提案。
第7回会合 2000年10月 タイ	○我が国から、森元総理大臣が表明した150億ドルのIT包括的協力策を受けて、①各国に調査団を派遣し、具体的なニーズ、要望の把握を実施するとともに、②ITに関する巡回指導を行うこと等を表明。 ○我が国から、持続可能な水準に原油価格を安定させる必要性について発言、賛同を得た。
第8回会合 2001年9月 ベトナム	○日ASEANの政府関係者からなる「日ASEAN経済連携専門家グループ」を立ち上げ、幅広い分野での「日ASEAN経済連携強化」についてスタディを実施することで合意。 ○我が国から「地場産業振興支援」、「ASEAN基準認証協力プログラム」を提案。 ○エネルギー問題の重要性について討議。
第9回会合 2002年9月 ブルネイ	○「日ASEAN経済連携専門家グループ」が、最終報告書を提出。専門家会合の報告を踏まえて、10年以内のできるだけ早期に日ASEAN経済連携を実現する旨、首脳へ提言することを合意。 ○①エネルギー協力、②TEDIイニシアティブ、③デザイン振興支援、④ASEAN基準認証協力プログラム、⑤CLMV地場産業振興支援について意見交換。
日・ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）	
(1) AEM-METIで示された方向性に基づき、ASEANワイドでの具体的な経済・産業協力実施のための議論を行う場として設置。①ASEANの競争力強化、②ASEANとの産業協力推進、③新規加盟国への支援を目的とする。日・ASEANの経済関係強化で構成。 (2) AEM-METIの開催に合わせて原則年1回開催（第1回：1998年タイ、第2回：1999年シンガポール、第3回：2000年タイ、第4回：2001年ベトナム）。2002年からは、AEM-METIの一部として開催。 (3) テーマごとに8個のワーキンググループを設置して活動 ①人材育成、②西東回廊開発、③中小企業・裾野産業・地場産業、④統計、⑤自動車、⑥化学、⑦家電、⑧繊維・被服。	

（資料）経済産業省作成。

して、ASEAN諸国と日本、中国、韓国の首脳による初の会合が開催された（以降毎年開催）。1999年に開催されたASEAN+3首脳第3回会合（マニラ）では「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出され、共同声明の経済分野協力をフォローアップしていくために、ASEAN10か国及び日中韓の経済産業大臣が一堂に会し、東アジア全体の経済・産業協力について幅広く意見交換を行う場として、ASEAN+3経済大臣会合が開催されている（第4-2-9表）。

日中韓ASEAN経済大臣会合（AEM+3）では、2000年10月の第2回会合で、①貿易・投資・技術移

第4-2-9表 ASEAN+日本・中国・韓国経済大臣会合（AEM+3）の沿革

第1回会合 2000年5月 ミャンマー	○1999年11月のASEAN+3首脳会合での「東アジアにおける協力に関する共同声明」を踏まえ、経済・産業分野の中から協力可能な9分野を合意。 ①貿易・投資 ②IT ③メコン河流域開発 ④人材育成⑤業種別ビジネスフォーラム等民間セクターの参加 ⑥農業、観光 ⑦中小企業・裾野産業 ⑧科学技術 ⑨国際・地域機関における協力 ○WTO新ラウンド早期立ち上げに向け、途上国等WTO加盟国の関心に応えるべくキャパシティ・ビルディングを含む幅広い分野を扱うべきこと、アンチダンピング協定等既存のルールの改善を行うことを合意。
第2回会合 2000年10月 タイ	○第1回会合で合意された協力可能な9分野の中から、日本の提案に従って、以下の3分野を協力の優先分野とすることと合意。 1. 貿易・投資・技術移転の加速化のための努力の強化 2. 情報技術・電子商取引に関する技術協力の促進 3. 中小企業・裾野産業の強化 ○併せて、これら優先3協力分野を実施するためのプロジェクトの選定基準を決定。 ○我が国からIT技術者育成協力（ITスキル標準化イニシアティブ）を表明。 ○WTOの新ラウンド立ち上げに向けた教育プロセスの重要性等につき合意。 ○我が国から、原油価格の安定化の必要性等につき言及し、参加国間で賛同。
第3回会合 2001年5月 カンボジア	○東アジアにおける協力について、以下の6プロジェクトの開始について合意。 ①ITスキル標準化イニシアティブ（日本提案） ②工業標準化における適合性評価開発プログラム（韓国提案） ③ASEAN中小企業競争力強化（マレーシア・ミャンマー提案） ④環境保護技術に関する研修（中国提案） ⑤メコン河流域におけるソフト開発（タイ提案） ⑥環境調査のためのASEAN衛星画像アーカイブ（タイ提案） ○「e-ASEAN+3ワーキング・グループ」の開催を合意。 ○WTOの新ラウンドの立ち上げについて討議。
第4回会合 2001年9月 ベトナム	○第3回会合において合意した6プロジェクトの進捗状況を各リード国から報告。 ○ベトナムとミャンマーに対して、今後3年間で研修に必要な新品パソコン300台以上を供与することを表明し、歓迎された。 ○我が国から、「アジア・e-ラーニング・イニシアティブ」を提案し、採択。 ○「IT関連の法制度整備」の取組みに対する協力を表明し、歓迎された。 ○WTOについて、11月のドーハでの閣僚会議における新ラウンド立ち上げに向けての強い決意を表明。
第5回会合 2002年9月 ブルネイ	○以下の4つの新規プロジェクトを採択。 ①エンターテインメント産業促進（タイ提案） ②東アジアIT協力イニシアティブ（韓国提案） ③ASEAN+3中小企業情報ネットワーク（韓国提案） ④経済技術・開発特区セミナー（中国提案） ○韓国から、東アジア・スタディ・グループにおける東アジアFTAの検討を中心に、東アジアにおける地域統合の取組みについて紹介。 ○我が国から、WTOラウンド交渉、エネルギー関連会合、知的財産保護のテーマに沿って説明し、意見交換。

（資料）経済産業省作成。

転の加速化のための努力の強化、②情報技術・電子商取引に関する技術協力の促進、③中小企業・裾野産業の強化、の3分野を協力の優先分野とすることで合意した。

この合意に基づき、日本側がリード国となっている「アジアITスキル標準化イニシアティブ」や「アジアeラーニング・イニシアティブ」、中国、韓国、ASEAN各国が進めているプロジェクトを合わせて10件採択し、IT、中小企業、環境保護、人材育成等の分野で具体的な協力を実施している。

また、AEM+3では、国際的・地域的な経済問題として、東アジアの地域統合の動きについて情報交換したり、WTO、APEC、ASEM等の国際フォーラムにおける議論について意見交換している。さらに、ASEAN+3諸国が関心を共有する経済問題として、エネルギーや知的財産権に関する協力についてもレビューを行っている。

今後、東アジアにおける経済連携を制度化していく上で、こうした既存の協力が、その共通点の基盤の形成に貢献し、今後のこうした協力が、経済連携に資するとの観点から、より重点を明確化した形で進められていくことが重要である。

(経済産業省主導のAEM+3プロジェクト)

・アジアITスキル標準化イニシアティブ

アジア各国のIT技術者の育成・レベルアップ、国境を越えた就労機会の拡大のため、我が国の情報処理技術者試験の試験問題や経験・ノウハウの提供を通じ、IT技術者の能力開発・評価指標について、各国間の共通化・標準化を図るもので、この取組みを通じ、各国におけるIT技術者試験制度の導入及び相互認証の推進を進めている。

・アジアeラーニング・イニシアティブ

良質かつ豊富な人的資源を有する東アジア地域においては、ITを用いた人材育成アプローチ（eラーニング）を積極的に活用していくことが、効率的な人材教育、産業競争力の向上に大きく寄与するという観点から、最新のeラーニングの動向と技術情報等の情報共有、eラーニングに関するシステムとコンテンツの相互運用性の確保、利用促進及び啓蒙・普及を目的として、ITスキルに関するコンテンツ

を提供し、eラーニングシステムの実証実験等を実施している。

③日中韓

2001年11月の日中韓首脳会談において、日中韓経済貿易大臣会合の設置が合意され、昨年9月に第1回会合がブルネイにおいて開催された。会合では、3か国の経済貿易大臣により、鉄鋼セーフガード問題への対応、WTO新ラウンドでの協力等の多国間及び地域間協力や、知的財産権、IT協力、ビジネスフォーラムの開催等、3国間における様々な課題について活発な意見交換が行われた。引続き、北東アジアの課題について議論を深めていく必要がある。

今後は、将来的な東アジアでの経済連携の制度化を視野に入れつつ、そのリード役となる日中韓3か国の高いレベルでの連携を東アジアワイドに広げていくとの観点から取組みを進めていくことが重要である。

(2) 東アジアを包含する広域的な多国間・地域間の地域協力

東アジアを包含する広域的な地域協力の枠組みとしては、アジア太平洋地域の枠組みであるAPECと、アジア欧州間の枠組みであるASEMが設置されており、様々な活動が展開されている。なお、経済連携協定のような法的拘束力のある枠組みとは異なり、APECもASEMも、ボランティア（自主性）に基づく緩やかなフォーラム（協議体）となっている。

前述のように、東アジアにおいては、地域経済統合に向けた取組みが急速に展開しているところであるが、APECやASEMといったフォーラムは、東アジアで起きている動向をほかの地域の諸国に示す場ともなり、東アジアの地域経済統合が、開かれた透明性の高い形で進展していくことにも貢献すると考えられる。例えば、APECにおいて実施されているFTAに関する政策対話における情報交換は、透明性確保のためにも資する取組みの1つである。

また、APEC及びASEMは、ビジネスサイドと政府サイドの緊密な連携を目指しており、ビジネスの要望をとりまとめて提言するためにそれぞれ、ABAC（APEC Business Advisory Council：APEC

ビジネス諮問委員会)、AEBF (Asia Europe Business Forum: アジア欧州ビジネスフォーラム) が設置されている。欧米企業は、東アジア地域にも直接投資等の形で進出しており域内経済に組み込まれているため、このような枠組みは重要である。

①APEC (アジア太平洋経済協力)

1989年に設置されたAPECは、東アジアを含むアジア太平洋の21か国・地域からなるフォーラムであり、貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力に関し、活発な議論が行われている(第4-2-10表)。

1994年には、「先進国・地域は2010年までに、途上国・地域は2020年までに、自由で開かれた貿易・投資を目指す」とのボゴール目標が合意され、翌1995年には、ボゴール目標への「道筋」を示した大阪行動指針(OAA: Osaka Action Agenda)が策

定された。毎年、ボゴール目標に向けた各加盟国・地域の取組みを盛り込んだ個別行動計画(IAP: Individual Action Plan)が公表されている。IAPに関しては、2001年に、我が国の提案によりレビュープロセスが強化され、新しいプロセスによるレビューが実施されているところである。このように、APECは、目標やそれに至る道筋が明確に示されているとともに、それに至るまでの各国・地域の取組みに関し、ピアプレッシャーが十分に働くような工夫がされている。

また、APECの特色は、貿易・投資の自由化・円滑化(TILF: Trade and Investment Liberalization and Facilitation)と経済・技術協力(ECOTECH: Economic and Technical Cooperation)を組み合わせていることである。

最近の具体的な政策展開としては、例えば、知的

第4-2-10表 APECの沿革

時期	主な議題・成果等
1989年1月	豪州ホーク首相がアジア太平洋地域の閣僚会合を提唱。
1989年11月 (豪州)	第1回閣僚会合(当初メンバー)日、韓、米、加、豪、NZ、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ 「開かれた地域協力」を強調 (91年加盟)中国、中国香港、チャイニーズタイペイ
1993年11月 (米国)	第1回非公式首脳会合(1993年加盟)メキシコ、パプアニューギニア非公式首脳会合をスタート、 「貿易・投資の自由化」に焦点
1994年11月 (インドネシア)	ボゴール宣言(1994年加盟)チリ 「先進エコノミーは2010年までに、途上エコノミーは2020年までに、自由で開かれた貿易・投資を達成する」 10月にインドネシアで貿易大臣会合がスタート
1995年11月 (大阪)	大阪行動指針(OAA) 「ボゴール宣言の具体化」「ビジョンから行動へ」 基本原則、自由化の進め方、個別分野等の目標策定
1996年11月 (フィリピン)	APEC マニラ行動計画(MAPA) 個別行動計画(IAP)・共同行動計画(CAP)の開始
1997年11月 (カナダ)	EVSL(早期自主的分野別自由化)15分野の特定
1998年11月 (マレーシア)	アジア経済危機への対応(1998年加盟)ロシア、ペルー、ベトナム 「キャパシティ・ビルディング」(基盤整備)
1999年9月 (NZ)	市場機能の強化(域内構造改革の推進) WTO新ラウンドへの貢献
2000年11月 (ブルネイ)	グローバル化(情報技術、人材養成、「市場の強化」等) WTO及び地域貿易協定
2001年10月 (中国・上海)	グローバル化とニューエコノミーの利益享受 APECの今後の活動指針を示す「上海アコード」の策定
2002年 (メキシコ)	経済成長と発展による利益の拡大ービジョンの実施 「上海アコード」の実施と「テロ対策」 「貿易円滑化行動計画」採択
2003年 (タイ)	「異なる世界観を越えた将来のパートナーシップの構築」

(資料) 経済産業省作成。

財産権保護、テロ対策、貿易円滑化、人の移動の円滑化、経済法制度整備への取組みが挙げられる。

知的財産権保護に関しては、模倣品・海賊版の被害者等の相談窓口となるIPR（Intellectual Property Rights：知的財産権）サービスセンターを各APEC加盟国・地域に設置することを我が国から提案している。また、知的財産権をきちんと保護することがAPECの経済発展に不可欠であることから、本センターも含め、知的財産権保護に関する包括的な戦略を策定することを我が国から提案し、APECにおける知的財産権保護の重要性を訴えている。

テロ対策については、2001年9月11日の米国における同時多発テロの後、同年10月の首脳会合においてテロ対策に合意したほか、それを実現するための具体的な計画の策定・実施等が行われている。

貿易円滑化に関しては、2001年の首脳会合において「2006年までの5年間でAPEC域内での取引コストを5%削減することを目指す」ことが合意されており、昨年10月に採択された「貿易円滑化行動計画」に基づき、モノの移動、基準、人の移動、電子商取引の各分野における取組みが進められている。

人の移動の円滑化に関しては、APECビジネス・トラベルカード（ABTC：APEC Business Travel Card）による取組みが進められている。ABTC保持者は、ABTC制度を導入している国・地域に入国・滞在する際には、パスポート及びABTCのみで入国審査を受けることができ、入国が許可されれば、少なくとも2か月間、最長3か月間滞在ができるといふ、ビザ免除制度である。我が国は、昨年10月に参加を正式に表明したところであり、本年4月から、ABTC制度を開始し、日本人への交付、外国人のABTC保持者の円滑適正な受入れ等を行うこととしている。

経済法制度整備に関しては、我が国が調整グループの議長を務め、会社法、破産法、競争法等の整備に関するイニシアティブを主導することを通じ、投資環境の改善を目指している。

これらの取組みは、今後、東アジアにおける経済連携を制度化していく上で重要な基盤となるものであり、引続き先進的な取組みが実現されることが期待される。

②ASEM（アジア欧州会合）

ASEMは、東アジア諸国（ASEAN7か国、日中韓）及びEUと欧州委員会が参加するフォーラムであり、アジアと欧州の政治・経済・文化といった広範な分野にわたる協力を推進する目的で、1996年に設立された（第42-11表）。

経済分野では、2000年の首脳会合以降、毎年経済閣僚会合が開催されているほか、貿易と投資に関する高級実務者会合（SOMTI：Senior Official Meeting on Trade and Investment）が開催されている。貿易円滑化に関しては、非関税障壁を削減し、アジアと欧州間の貿易を促進するため、税関手続き、基準・認証等の8分野を優先項目として定め、それぞれの分野について貿易円滑化行動計画（TFAP：Trade Facilitation Action Plan）を作成している。個別目標の具体化のため、各分野ごとに会合・セミナー等が開催されている。投資に関しては、アジア・欧州間の投資交流促進のため、投資促進行動計画（IPAP：Investment Promotion Action Plan）を作成している。また、IPAPのフォローアップのため、投資専門家から構成される投資専門家会合（IEG：Investment Experts Group）が設置されている。ビジネスとの連携強化の観点からは、アジア欧州ビジネスフォーラム（AEBF）が設置されており、両地域間の貿易・投資促進のため、ビジネスの視点からの様々な問題提起や提言がなされている。

さらに、昨年9月に開催された第4回首脳会合において、アジアにおけるユーロボンド市場の創設や、国際通貨としてのユーロの使用等を含め、アジアと欧州のより緊密な経済パートナーシップのあり方につき議論するため、貿易・投資・金融の専門家からなるタスクフォースを設置することが決定された。本タスクフォースは、本年の閣僚会合（外務・経済・財務）で中間報告を、来年ベトナムにて開催予定の首脳会合で最終報告をすることとなっている。

ASEMは、APECと比較しても、常設の事務局が設置されておらず、調整国の持ち回りでとりまとめ業務を行っていること、専門家レベルの会合の開催頻度があまり高くないこと等から、より緩やかな対話の場となっており、一層具体的な成果を多く出していくためには、議論の進め方を工夫していく必要がある。

東アジアにおける地域経済統合に向けた各国の取組みが加速化する中にあることは、1960年代から始まった欧州の地域経済統合の経験は、東アジアにとっても貴重な情報と考えられる。東アジアと欧州との接点であるフォーラムは、域内統一市場の設立、通貨統合、様々な経済力の国々による加盟地域の拡大等、地域統合で先進的取組みを進めている欧州の経験を知る機会となる。欧州と東アジアとでは、地域統合への動機や目指すものは異なるであろうが、欧州の先駆的経験が、東アジアにおける経済連携を今後制度化していく上で、貴重なインプットとなることと期待される。

(3) WTOにおけるグローバルな取組み

①インフラストラクチャーとしてのWTOの重要性

多層的な対外経済政策を遂行していく上で、WTO体制における自由化・ルール整備は、全体のシステムの「インフラストラクチャー」として重要である。

東アジアにおける経済連携を制度化していくに当たっても、WTOというグローバルな共通の土俵が出来上がっていることが重要であり、マルチでの共

通基盤作りは、地域経済連携を進める上でもますます重要なものとなる。

GATT/WTO体制は、加盟国に対し、従来、関税引下げを中心とする貿易自由化や貿易ルールの策定のための交渉を行う場（「ラウンド」と言う）を提供しながら拡大してきた。近年では、水際措置から国内措置へ、また、鉱工業品中心からサービスや農業へと対象範囲を拡大し、また、加盟国も一昨年に加盟した中国を含め146か国（2003年4月現在）に増加している等真の意味でグローバルな機関となりつつある。

我が国はWTO体制の下で、①一貫した原理原則に基づき加盟国に広く適用される貿易ルール、②中立的な紛争解決手続きといった機能を享受してきたが、今後とも、このような機能を維持し、発展させることが不可欠である。このため、我が国としては、地域間、二国間の取組みを進める一方で、ラウンド等におけるルール整備に積極的に参画して各種の取組みの基礎となるルールを構築するとともに、WTOの紛争解決手続き等を通じた公正な貿易の実現を図っていくことが重要である。

第4-2-11表 ASEMの沿革（主に経済分野）

時期	主な議題・成果等
1994年 10月	シンガポール・ゴーク首相が仏・バラデュール首相にASEMの創設を提唱。
1996年 3月	第1回首脳会合（バンコク） アジアと欧州が対等な立場で、両地域の更なる発展のため、政治、経済、文化といった幅広い分野で対話を開始し、包括的な協力を行うことを合意（「イコール・パートナーシップ」）。
1997年 9月	第1回経済閣僚会合（幕張） ・ASEM経済分野の基本原則、優先政策課題を決定。 ・貿易円滑化行動計画（TFAP）及び投資促進行動計画（IPAP）に合意。
1998年 4月	第2回首脳会合（ロンドン） 「アジア欧州協力フレームワーク」を承認。
1999年 10月	第2回経済閣僚会合（ベルリン） 世界経済の発展（欧州とアジアの経済・金融状況、ユーロ導入の影響）につき討議。アジア欧州間の経済関係、貿易投資プロジェクトの更なる実施、WTO新ラウンド基本原則について確認。
2000年 10月	第3回首脳会合（ソウル） 「アジア欧州協力枠組み2000」を承認。
2001年 9月	第3回経済閣僚会合（ハノイ） WTO新ラウンド立ち上げに向けたメッセージを発出するとともに、アジア・欧州間の経済関係強化、ASEMにおけるビジネスとの交流、最近の経済情勢について議論。
2002年 9月	第4回経済閣僚会合（コペンハーゲン） ・WTO交渉の期限を遵守することに努めることを確認。 ・TFAPのこれまでの活動評価及び今後の具体的目標の承認。 ・地域経済統合への取組みについて議論。
2002年 9月	第4回首脳会合（コペンハーゲン） 経済分野に関しては、アジア・欧州経済関係、WTO等について議論するとともに、貿易、投資、金融の専門家からなるタスクフォースを設置することを決定。

（資料）経済産業省作成。

②新ラウンド交渉（ドーハ開発アジェンダ）の推進

WTO体制のルール整備については、現在、GATT時代から数えて通算9回目のラウンド交渉である「ドーハ開発アジェンダ」（DDA：Doha Development Agenda）が進行中である。DDAは、2001年11月にカタル・ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議において立ち上げが決定されたもので、2005年1月1日を交渉期限と設定し、非農産品、アンチダンピング等、従来からラウンドの対象とされてきたものに加えて、投資、環境や途上国問題といった新たな時代のニーズに対応した幅広いアジェンダを包括的に扱う「野心的」なラウンドである。交渉は徐々に本格化し、2002年11月のシドニーでの非公式閣僚会合、2003年2月に東京で開催された非公式閣僚会議、4月にパリでの非公式閣僚会合を経て、現在はDDAの中間地点である第5回WTO閣僚会議（2003年9月にメキシコ・カンクンで開催予定）に向けての各国の真剣な交渉が行われている。

DDAは、①ルールが未整備な分野におけるルール整備、②途上国問題等への取組みによるWTO体制の安定化、③国内経済の活性化、④保護主義の顕在化の抑制といった意義を有する。我が国の立場は、このような課題を実現し、自由貿易の果実を最大化し、かつ安定的なものとするためには、非農産品や農業等の市場アクセス関連分野のみならず、アンチダンピングの規律強化といったルールの強化がバランス良く実現されなくてはならないというものである。さらに、投資や環境といった新たな課題や、「医薬品アクセス問題」（知的財産権を保護するWTOルールにより医薬品の入手が困難になっていると途上国が主張している問題）等の途上国問題への対応等、時代の要請にも対応していかななくてはならない。

中でも、投資ルールの策定は、グローバル経済における我が国企業にとっての事業環境整備の要請も踏まえて、我が国の最重要アジェンダの1つとなっている。多国間の投資ルールは、途上国への直接投資を増加させ、途上国の経済成長へ大きく寄与するという研究結果（世銀レポート）がある一方で、現在も一部の途上国に開発政策を阻害するおそれがあるとの根強い抵抗感があり、これらの国の理解を得よう努めていくことが今後の大きな課題である。

③WTOにおける紛争解決手続きの積極的活用

ルールの構築の一方で、我が国は、公正な貿易の実現のために、WTOにおける紛争解決手続きを積極的に活用している。WTOにおける紛争解決手続きは、GATTからWTOへ発展する際に強化された大きなポイントである。最近の例では、ダンピングに対する救済措置が、GATTで認められているアンチダンピング税ではなく、刑事罰や罰金刑となっている米国の法律をWTO違反とする我が国の主張がおおむね認められた米国の1916年アンチダンピング法のケースや、2002年3月に米国が自国の鉄鋼産業の保護のためにセーフガード措置を発動したのに対し、我が国を含む8か国がその是正を求めて提訴したケース等がある。

〈輸出管理への取組み〉

本項においては、WTOにおける貿易や投資の自由化に向けた取組みや、APEC等における取組みについて見てきたところであるが、他方、国際的な平和及び安全の維持の観点から行っている輸出管理への取組みも、安定性の実現を通じてビジネス環境の向上にも資するという側面を有しており、ここで簡単に触れることとする。

（米国における同時多発テロ事件以降の動向）

大量破壊兵器、通常兵器等の国際的な輸出管理への取組みに関しては、我が国をはじめとする先進工業国を中心とした国際的な輸出管理レジームが存在している。米国における同時多発テロ事件以降は、テロリストによる大量破壊兵器の使用も念頭に入れ、実効ある輸出管理を行うことが求められており、輸出管理により貿易に伴うセキュリティの向上を図ることは、グローバルな、あるいは地域的な取引信用の醸成につながるものである。

（我が国の輸出管理の取組み）

我が国を含む国際的な輸出管理レジーム参加各国は、従来から国際的な枠組みに基づくりスト品目について厳格な輸出管理を実施し

ている。これに加えて、我が国では、リスト品目以外の輸出についても、大量破壊兵器等に用いられるおそれがある場合には、許可申請を必要とするキャッチ・オール規制を欧米等に次いで導入している。

他方、リスト品目の供給能力を有しつつあり、また、第三国への中継貿易地としても重要である東アジア地域については、国際的な輸出管理の実効性を高めるためにも、その協力を得ることが不可欠である。

(アジア諸国・地域との協力・支援)

このような認識に立ち、我が国は、従来から、国際的な輸出管理の枠組みに未参加の東アジア諸国・地域等との協議や輸出管理セミナーの開催等を通じ、これらの国々における輸出管理の取組みへの支援を行ってきているところである。

(4) 二国間の取組み

東アジア諸国との間では、上述した二国間の経済連携協定の協議に限らず、閣僚レベルから、高級事務レベル、専門家レベルに至るまで、様々なレベルで二国間協議が行われており、そうした場を通じて経済関係の懸案事項について議論することが必要である。

こうした場においても、共通のテーマとしての東アジアビジネス圏作りを議論し、地域レベルでの具体的交渉の打開策を二国間の協議で模索することも可能である。二国間の議論と地域レベルでの議論は、相互に牽制し合う関係に立つことは十分にあり得ることであり、両者を視野に入れた戦略的交渉・議論がますます重要性を増すことになる。

例えば、中国との間では、次官レベルを含め様々な二国間協議が行われており、最近では、中国のWTO協定遵守、鉄鋼セーフガード問題、知的財産権侵害問題等について議論が行われている。また、韓国との間では、前述の日韓FTAに向けた取組みに加えて、投資促進、基準認証、知的財産権等に関する協力を実施中である。なお、日韓投資協定に関

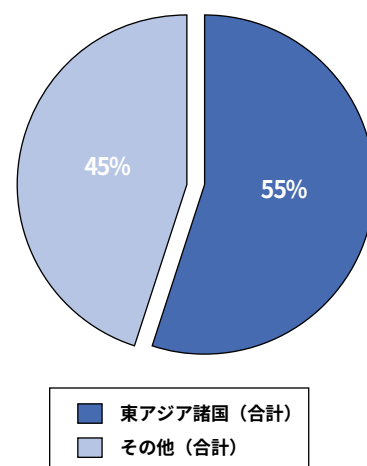
しては、2001年12月に両国政府間で基本合意し、昨年3月22日の首脳会談において署名、5月29日には日本側の国会承認が終了し、本年1月1日に発効した。

4. 我が国が持つ政策ツールであるODAの戦略的活用

これまで我が国のODA（政府開発援助）は、世界の開発問題の解決に大きく貢献し、特に、東アジアに対しては、ODAの半分以上を投入し（第4-2-12図）、経済・産業基盤整備に重点を置いて支援してきた。我が国のODAによって整備された東アジア諸国の経済・産業インフラは、企業の安定的な経済活動を可能にし、我が国をはじめとした海外からの投資を導くとともに、各国の貿易の拡大に資し、我が国を含めた東アジアの経済発展に大きな役割を果たしたと言える。

ODAを取り巻く最近の状況を見ると、グローバル化の進展による途上国間の格差拡大や、開発援助をめぐる国際社会の議論の深化等により、ODAの重要性を再認識する声がある一方で、国内的には、厳しい経済・財政状況の下、予算も減少傾向にある。こうした中、政府では、平成4年に策定したODA大綱を10年ぶりに見直すこととし、本年3月14日には「政府開発援助大綱の見直しの基本方針」が対外経済関係閣僚会議にて決定された。同基本方針においては、基本理念として我が国にとっての安全と繁栄等を加えるほか、政策協議の強化等を通じた「要

第4-2-12図 我が国ODAの東アジアに対する割合（2000年度までの累計）



（出所）ODA白書。

請主義」のあり方の検討、地域としてのアジアへの重点化、その際の経済連携強化の考慮等を行うこととされている。

こうした見直しの方向等も踏まえつつ、ODAを活用して東アジアの経済連携を強化していく等、その戦略的、効果的な活用の方策について再検討する必要がある。すなわち、知的財産権、エネルギー、通貨金融等東アジアにおける貿易・投資促進等に資するインフラ・制度等の整備を進めていくことにより、我が国を含めた東アジア地域の均衡かつ安定的な経済発展を促すこととし、そのためにODAを政策ツールとして活用することが求められる。具体的には、引き続き、途上国の持続的経済発展に必要な環境・エネルギー・通信・道路・金融制度等の経済

基盤整備の強化に努めるとともに、知的財産、基準認証の制度運用の整備、人材育成、裾野産業の支援等も含めた貿易・投資環境整備等にもODAを活用していくことが必要である。

また、「要請主義」のあり方の見直しも重要である。我が国のODAは、被援助国の主体性を重視し、その自助努力を支援するとの考えを援助の基本理念としていることから、相手国政府の要請を必要としているが、今後は、我が国が主体的にODAを実施するため、被援助国に我が国の経済協力政策上の重点事項を積極的に提示し、理解を求め、それに沿った要請が行われるよう政策協議を強化していくことが必要である。